

最高裁判決に伴う生活保護費等追加給付の受付を開始します

令和7年6月27日の最高裁判所判決において、平成25年から実施された生活保護の生活扶助費基準^{※1}の改定について、「デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤、欠落があった」などとして、違法と判断されました。

この判決を受け、国が新たに定めた生活保護費の基準額と、過去に支給した生活保護費の基準額との差額を追加給付として支給することになりました。このため、令和8年8月1日より対象となる方の申出の受付を開始します。

また、生活保護と同様の給付を行っている中国残留邦人等に対する支援給付についても、同様に受付を開始します。

※1 生活扶助基準とは、生活保護における食費や光熱水費など日常生活費の基準額で、年齢や世帯人数、地域に応じて定められます。

1 対象世帯

- 平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護及び中国残留邦人等に対する支援給付を受給したことがある全ての世帯
- 上記のほか、平成30年10月から令和8年3月までの間に生活保護及び中国残留邦人等に対する支援給付を受給したことがある世帯のうち、一定期間入院・入所されていた方や障害者加算が支給されていた方がいた世帯や、期末一時扶助費が支給された世帯

2 手続(申出)方法

	要件	手続(申出)方法	給付金の支給時期	対象世帯数
追加生活保護費	過去に横浜市中で生活保護を利用していた世帯 ^{※2}	横浜市電子申請・届出システム、郵送並びに窓口持参	令和8年8月17日以降順次	約6万5千世帯
	現在横浜市中で生活保護を利用中の世帯	不要	令和8年7～8月 (保護費と同時に支給)	約5万2千世帯
追加中国残留邦人等支援給付費	過去に横浜市中で支援給付を利用していた世帯	郵送並びに窓口持参	申出受付以降順次	約20世帯
	現在横浜市中で支援給付を利用中の世帯	不要	令和8年8月 (支援給付と同時に支給)	183世帯

※2 現在横浜市中で生活保護利用中の方及び令和8年3月2日以降に生活保護を廃止又は開始になった方のお手続きについては担当ケースワーカーにご相談ください。横浜市以外の自治体で生活保護を利用していた期間については、当時生活保護を利用していた自治体に相談してください。

3 追加給付額

生活扶助基準の「本来支払われるべきだった金額」と「実際に支払われていた額」との差額。

追加給付額は、当時の年齢、世帯人数、お住まいの地域、保護等を利用していた期間、加算の有無などによって異なります。

4 申出受付期間

令和8年8月1日(土)から令和9年7月31日(土)【必着】

裏面あり

5 追加給付特設ページ

追加給付に関する制度や必要書類等申出手続きの詳細については、横浜市ウェブページ内の追加給付特設ページをご参照ください。

・追加給付特設ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/seikatsu/20260226tsuika.html>

横浜市 追加給付

検索



追加給付に関するお問合せ

横浜市生活保護費追加給付コールセンター※3

電話番号：0120-593-264（フリーダイヤル）

外国語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・ポルトガル語・タガログ語）に対応

受付時間：9時から19時まで（土日祝日を除く）

FAX番号：0120-059-726（フリーダイヤル）

メールアドレス：kf-tsuikakyufu@city.yokohama.lg.jp

※3 追加給付に関すること以外の生活保護のご質問は、各区生活支援課へご連絡ください。

中国残留邦人等に対する支援給付費追加給付については健康福祉局生活支援課援護対策担当（045-651-2425、9時から16時まで、土日祝日を除く）へお問合せください。

相談窓口（要予約）

各区役所生活支援課に相談窓口を設置します。

相談窓口では申出書の記入サポートや申出書の受付などを行います。

開設期間：令和8年8月3日（月）～令和9年3月31日（水）まで※4

※4 令和9年4月以降の開設については未定

受付時間：9時から17時まで（土日祝日を除く）

（12時から13時の間は、昼休憩のため窓口を閉鎖又は縮小することがあります。）

【予約方法】

ご来庁の前日までにいずれかの方法でご予約をお願いいたします。

- ・横浜市電子申請・届出システムで希望日時等必要事項を入力
- ・横浜市生活保護追加給付コールセンターへ連絡



窓口予約

お問合せ先

（生活保護費追加給付について）生活支援課長 阿部 Tel 045-671-2367

（中国残留邦人等に対する支援給付について）

生活支援課援護対策担当課長 米澤 Tel 045-671-2374